

永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第6号

永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

永平寺町農業集落排水処理施設条例(平成18年永平寺町条例第115号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「使用料」の次に「の算定」を加え、同条に次の1項を加える。

3 月の途中で施設使用を開始し、休止し、又は再開したときの月額基本料は、使用日数が14日以下の場合には半額とし、15日以上の場合には全額とする。

第14条の見出し中「算定」を「減免」に改め、同条各号を削る。

別表第1 吉野地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。